

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社後藤国際商業研究所 代表取締役 後藤 仁史
【住所又は本店所在地】	東京都港区高輪四丁目5番17号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和2年4月21日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
証券コード	3387
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所市場第一部

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社後藤国際商業研究所
住所又は本店所在地	東京都港区高輪四丁目5番17号
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス 経営企画部 馬場 信治
電話番号	03-5488-8022

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 NO. 11
訂正される報告書の報告義務発生日	令和2年4月16日
訂正箇所	令和2年4月20日提出の変更報告書NO. 11の記載の一部に不備がありましたので、これを訂正いたします。

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (2)【保有目的】

--

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (2)【保有目的】

当株式会社後藤国際商業研究所は、発行会社の代表取締役会長が経営しており、安定株主として保有しているため、今後も長期に保有するものであります。

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成28年3月15日付で、株式会社三井住友銀行との間に、借入金の担保に保有株式を供する旨の担保契約を締結しており、提出者の保有株式2,400,000株（令和2年3月1日付で株式分割（1：2）が行われたため、令和2年3月19日時点では4,800,000株）を担保として供していましたが、令和2年3月19日付で担保契約を解除いたしました。

令和2年3月19日付で、株式会社三井住友銀行との間に、借入金の担保に保有株式を供する旨の担保契約を締結しており、提出者の保有株式4,800,000株を担保として供してあります。

令和2年4月16日付で、株式会社三井住友銀行との間に、借入金の担保に保有株式を供する旨の担保契約を締結しており、提出者の保有株式5,200,000株を担保として供してあります。

（訂正後）

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者） / 1】

#### （6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和2年3月19日付で、株式会社三井住友銀行との間に、借入金の担保に保有株式を供する旨の担保契約を締結しており、提出者の保有株式4,800,000株を担保として供しております。

令和2年4月16日付で、株式会社三井住友銀行との間に、借入金の担保に保有株式を供する旨の担保契約を締結しており、提出者の保有株式5,200,000株を担保として供しております。